

しらさぎ台自治会会則

しらさぎ台自治会

平成28年4月24日(改正)

第1章 総 則

(名称及び事務所)

- 第1条 1. この会は、しらさぎ台自治会（以下、本自治会）と称する。
2. 本自治会の事務所を徳島市上八万町西山 1430 番地に置く。

(目的)

- 第2条 本自治会は、会員が力を合わせ、地区内会員相互の親睦と生活、文化、福祉の向上を図り、平和で明るく、住みよい地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(民主的運営)

- 第3条 本自治会は、会員の総意を生かし、民主的に運営するとともに、いかなる団体、個人にも支配されない。

第2章 活動内容

(活動内容)

- 第4条 本自治会は、第2条に定める目的を達成するために、次の諸活動を行う。
- (1) 会員の親睦及び健康増進のためのレクリエーションに関すること。
 - (2) 会員相互の生活、文化、福祉の向上に関すること。
 - (3) 地域内の環境整備、保健衛生、防犯防災、交通安全に関すること。
 - (4) 行政（県、市など）よりの広報類の伝達及び関連諸団体との連絡事務に関すること。
 - (5) 会員の不幸に際しては、自治会より香典を供すること。
 - (6) 防犯灯並びに関連施設の維持管理に関すること。
 - (7) 集会所の維持管理に関すること。
 - (8) 自治会活動状況の広報に関すること。
 - (9) まちづくり活動センターの管理運営に関すること。
 - (10) その他、第2条に定める目的達成に必要な諸活動。

第3章 会 員

(区域と会員の資格)

- 第5条 1. 本自治会の区域は、徳島市上八万町西山地区の内、しらさぎ台団地として区画された地域とする。
2. 前項に定める区域に住所を有し、居住している人を会員とする。
3. 本自治会は、正当な理由が無いかぎり、本条第1項に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
4. 本条第1項に定める区域に住所を有する法人、組合等の団体は賛助会員になることができる。
5. 本自治会における議決権は、1世帯1構成員の考えのもと、1世帯1票とする。

(入会)

- 第6条 1. 第5条に定められた各項を満たす人は、本自治会に入会することができる。
2. 入会に際しては、所定の用紙に同居する人すべてを記載し、所属の班長に提出し、班長から会長に届ける。

(会費等)

- 第7条 1. 会員は、総会において定めるところにより、会費等を納入しなければならない。但し、特別な事情がある会員については、会費等を減額することができる。減額幅については三役会で協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。
2. 会費の徴収は、班長が副班長並びにブロック長の協力を得て行い、班としてまとめて自治会会計へ納入する。
3. 年度中間で入会した会員の会費は、入会の翌月からの月割り計算で徴収する。

(退会)

- 第8条 1. 会員が退会しようとする時は、その旨を所定の用紙に記載して所属の班長に提出し、班長から会長に届ける。
2. 会員が、その住所を第5条に定められた区域外へ移転した時は退会したものとみなす。

第4章 地区、班及びブロック

(地区、班及びブロックの編成)

- 第9条 1. 本自治会は活動の円滑化を図るため、団地内を別図の4地区(東、西、南、北)、30班に区画する。
- 東地区=1~8班 南地区=9~17班
西地区=18~24班 北地区=25~30班
2. 地区区画を変更する場合は、理事会の審議を経て総会の承認を得なければならない。また、班区画を変更する場合は、当該班の班会議を経て理事会の承認を得なければならない。
3. 班活動を円滑にするため、班内を適当戸数に区画し複数のブロックに編成することができる。

(地区長、班長、ブロック長の選任)

- 第10条 1. 地区長の選任は第14条3(2)による。
2. 班に班長、副班長を置く。この選出は班所属の会員の互選によるものとする。
3. ブロック長の選出は、ブロック所属会員の互選による。事情がある時は班長、副班長が協議して指名できるものとする。

(班長、副班長、ブロック長の任期)

- 第11条 班長、副班長、ブロック長の任期は、定例総会から翌年の定例総会までの1年とし、再任されることを妨げない。但し、任期途中で交代する場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(班長、副班長、ブロック長の任務)

- 第12条 1. 班長は、班務を統括するとともに、班を代表し理事を兼務する。また班の運営に関して副班長、ブロック長と協議し、必要事項を処理する。
2. 副班長は、班長を補佐しブロック長と協力して必要事項を担当する。また班長が任期中に事故その他の事由により職責を遂行出来ず、その職を辞する時は、班長業務を代行する。
3. ブロック長は、班長、副班長に協力しブロック所属会員への連絡、会費の徴収などの必要事項を分担する。

第5章 役員

(役員)

第13条 本自治会には、次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長4名
3. 専門委員長5名
4. 理事 班数名
5. 会計1名
6. 監事 複数名

(役員を選任)

第14条 1. 理事は、班長をもって充てる。

2. 副会長は、地区長をもって充てる。

3. 会長、副会長、専門委員長（以下三役という。）、会計、監事の選任は、各々次の手続きによって選出する。

(1) 会長の選任は、新・旧理事並びに会員5名以上の推薦を受けた会員の中から毎年度末の新・旧合同理事会において、互選により選出する。

(2) 副会長（地区長）の選任は、地区内の新・旧理事並びに会員5名以上の推薦を受けた会員の中から毎年度末の新・旧合同理事会において、互選により選出する。

上記(1)、(2)による推薦者の受付けは会長が行なう。

このための告示は、互選のための新・旧理事会開催の1ヶ月前とする。

(3) 専門委員長の選任は、新年度の専門委員の互選により選出する。

(4) 会計の選任は、会長、副会長の推薦による。

(5) 監事の選任は、会長、副会長の推薦による。

(6) 会計及び監事は、役員を兼任することはできない。

(役員任期)

第15条 1. 会長、副会長の任期は、2年とし再任されることを妨げない。

2. 専門委員長、理事、会計、並びに監事の任期は、年度初の定例総会から翌年の定例総会までの1年とし再任されることを妨げない。

3. 役員が任期途中で交代する場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第16条 1. 会長は、本自治会を代表し会務を統括する。任期中に職を辞す

る場合においても、後任会長の選出・承認が決定するまでは職責を遂行しなければならない。

2. 副会長（地区長）は、会長を補佐し自治会の庶務事項を分担するとともに、担当地区理事会の統括と地区内の諸問題を把握し三役会に提案する。
また会長が事故その他の事由により職務の遂行が不能となり、その職を辞せざるを得ない時は、その職務を代行する。代行者の選任は副会長の中より互選とし、任期は後任会長が選出・承認されるまでとする。
3. 前2項に定める庶務事項とは、会員名簿、資産台帳、自治会関係書類、その他自治会活動に関する記録等の保管並びに庶務事項の処理をいう。
4. 前2項の後任会長の選出と承認は、第14条3項（1）及び第25条（5）にて、または臨時の理事会と総会を開催し同条項に準じて行うものとする。
5. 専門委員長は、定められた年度活動計画を分掌推進する。
6. 理事は定例総会において決定された活動計画の具体化に協力するとともに必要事項を分担処理する。
7. 会計は、本自治会に属する金銭の収支を取扱う。会計処理についての要領は別途に定められた「しらさぎ台自治会会計処理内規」に従うものとする。
8. 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条（監事の権限）を参考に下記の職務を遂行する。なお、会長が必要と認める時、及び理事からの要望があった時は、理事会に出席して意見を述べることができる
 - （1）監事は自治会役員の職務の執行を監査すること。
 - （2）監事はいつでも自治会役員に対して事業の報告を求め、また自治会業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - （3）第1項、第2項の結果、不備があれば総会に報告すること。
 - （4）第3項の報告をするため必要があれば総会を招集すること。
9. 役員は辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会においてこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったと認められる時。

(三役辞任)

第18条 1. 第14条3項に定める三役(除く会長)が、任期中に事故その他の事由により職責を遂行出来ず、その職を辞そうとする時は、会長に申し出るとともに、理事会の承認を得なければならない。
2. 前項の申し出がなされ、かつ理事会の承認が得られた場合、後任者を残った三役、理事の中から互選し、理事会の承認を得て選出しなければならない。

(特別委員会)

第19条 1. 本自治会にとって重要な問題が生じた時、また、自治会活動発展のため必要があれば特別委員会を設置することができる。
2. 前項に定める委員は、理事会の推薦に基づき、役員並びに会員の中から選任し会長が委嘱する。委員長を選任は、委員の互選により選出する。
3. 本委員会は、委員長が招集し、付託された事項について素案をまとめ、三役会の協議を経て理事会に提案する。
4. 本委員会は、その目的を達成あるいは不要となった時は、会長にその旨を報告し解散する。

第6章 会議

(会議の種類)

第20条 本自治会での会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 理事会及び地区理事会
3. 三役会
4. 専門委員会
5. 班会

(総会)

第21条 1. 総会は、毎年度当初に会長が招集して開催し、第25条に定め

る事項を処理する。

2. 会長が必要と認めた時、監事から請求があった時並びに会員総数の1/3以上からの請求がある時は、臨時総会を開催しなければならない。
3. 本会の方式については、会場の都合等を考慮し、理事会で決定する。代議員は、各班から選出しその定数は本会開催の1ヶ月前に理事会に図り決定するとともに会員に通知する。
4. 本会は、議長を出席代議員の中から2名選出する。
5. 本会は、書記を出席代議員の中から複数名選出し、議事録を作成しなければならない。
6. 本会は、本条第3項に従い決定された代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会及び地区理事会)

第22条 理事会は、会長が招集し、毎月定期的を開催し下記(1)～(3)の事項を処理する。また会長の承認によって、地区毎の地区理事会を開き下記(4)の事項を処理する。

- (1) 総会で承認された年度活動計画の審議並びに決定と執行に関すること。
- (2) 特別委員会に付託した事項の審議並びに決定と執行に関すること。但し、重要事項については総会の承認を得なければならない。
- (3) その他、自治会活動に関することで、特別委員会を設ける必要のない事項及び総会の議決を要しない事項。
- (4) 地区内の諸問題に関すること。
- (5) 理事会の議長は、会長または会長が指名し理事会で承認された者が行う。地区理事会の議長は、地区長が行う。
- (6) 会議の書記役は、広報委員会が担当する。

(三役会)

第23条 三役会は、会長が適宜招集し、理事会に提案する事項についてあらかじめ協議する。必要があれば監事の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第24条 専門委員会は、委員長が招集し、本委員会に付託された年度活動計画の執行について素案をまとめ、三役会の協議を経て理事会に提案する。

(総会の審議)

第25条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 活動報告の承認及び活動計画の決定に関すること。
- (2) 決算の承認及び予算の決定に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 本自治会の活動並びに運営上必要かつ重要なこと。
- (5) 役員（除く理事）の承認に関すること。但し、会長を除く役員の辞任に伴う後任者の承認は不要とする。

(総会の議決)

- 第26条 1. 総会の議決は、出席代議員の過半数の同意をもって決定する。但し、可否同数の時は議長が決するところによる。
2. 前項の規定に係わらず、第17条の規定による役員解任は総会員の1/2の同意によりこれを行うものとする。

(総会の議事録)

- 第27条 1. 総会の議事録は、次の事項を記載しておかなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所。
 - (2) 会員の現在数。
 - (3) 出席した代議員の数（委任状の場合は、その旨を付記すること）
 - (4) 議決事項。
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果。
 - (6) 議事録署名人の選任に関すること。
2. 議事録には、議長のほか総会において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第7章 会計

(財源)

第28条 本自治会の財源は、会費、補助金、管理委託金、寄付金及び本会が行う事業収入をもって充てる。

(防犯灯の管理)

第29条 防犯灯の新設改廃は、理事会の承認を得て行う。

(資産の構成)

第30条 資産の構成は、別途に定める資産目録による。

(資産の管理)

第31条 資産の管理は、会長が行い、その方法は総会の議決を得て定める。

(会計年度)

第32条 本自治会の会計年度は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(書類、帳簿等)

第33条 本自治会は、次の書類、帳簿を備え、本自治会事務所内に保管する。

- (1) 会則。
- (2) 会員名簿。
- (3) 総会及び理事会の議事録。
- (4) 資産台帳、預金台帳。
- (5) 会費収入の記録。
- (6) 収入支出に関する帳簿並びに証拠書類。
- (7) その他自治会活動に必要な書類及び帳簿。

第8章 雑 則

(雑則)

第34条 本会則に定めのない事項が生じた時は、理事会で審議処理する。但し、重要事項の場合は、近々の定例総会または臨時総会を開催し報告・承認を得なければならない。

第9章 附 則

(附則)

本会則は、昭和55年4月17日から施行する。

(改正履歴)

昭和56年 4月18日 一部改正
昭和57年 4月17日 一部改正

昭和58年	4月28日	一部改正
昭和60年	4月27日	一部改正
昭和63年	4月24日	一部改正
平成元年	4月22日	一部改正
平成3年	4月13日	一部改正
平成4年	4月12日	一部改正
平成4年	7月11日	一部改正
平成5年	4月17日	一部改正
平成7年	4月15日	一部改正
平成8年	11月16日	一部改正
平成12年	4月15日	一部改正
平成16年	1月17日	一部改正
平成26年	1月9日	一部改正

(施行)

本会則の一部改正は、平成28年4月24日から施行する。